(趣旨)

第1条 この要綱は、地球環境への負荷の低減を図るとともに、持続可能な循環型社会の形成を推進するため、新エネルギー及び省エネルギー設備を導入する者に対して、予算の範囲内において平成30年度五所川原市新エネルギー設備導入促進事業費補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付について、五所川原市補助金等交付規則(平成17年五所川原市規則第42号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 住宅用太陽光発電システム 太陽電池を利用することにより太陽光を受けて発電し、生活に必要なエネルギーとして供給する装置で低圧配電線と逆潮流ありで連係するものをいう。
 - (2) 家庭用蓄電池 住宅用太陽光発電システム、夜間電力等を利用して電気を蓄え、電力不足時に対応することのできる設備をいう。
 - (3) 木質ペレットストーブ 木質ペレットを燃料とするストーブをいう。
 - (4) 地中熱ヒートポンプ設備 地中熱を熱源として、その熱をヒートポンプで汲み上げることにより、冷暖房・給湯用のエネルギーとして利用する設備をいう。
 - (5) 対象設備 前4号に掲げる設備をいう。

(補助対象者)

- 第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。
 - (1) 市内に存する建物に対象設備を設置した者(対象設備付き建売住宅の場合は、当該対象設備付き建売住宅の引渡しを受けた者)
 - (2) 対象設備を設置した建物の所有者全員から補助金の交付申請の同意を得ていること。
 - (3) 対象設備ごとに次に掲げる要件を満たすこと。
 - ア 住宅用太陽光発電システム、家庭用蓄電池及び地中熱ヒートポンプ設備にあっては、当該対象 設備を設置又は引渡し後の建物を住宅として使用し自ら居住していること。
 - イ 家庭用蓄電池にあっては、当該対象設備を設置又は引渡し後の建物に住宅用太陽光発電システムを設置していること。
 - ウ 木質ペレットストーブにあっては、据付型であり、当該対象設備を設置若しくは引渡し後の建 物を住宅として使用し自ら居住していること、又は営業用店舗として日常的に使用していること。
 - (4) 対象設備が未使用であること。
 - (5) 当市の市税に滞納がないこと。
 - (6) 平成23年度から平成29年度において定めた五所川原市新エネルギー設備導入促進事業費補助金交付要綱により、同じ対象設備の補助金の交付を受けていないこと。

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)及び補助金の額は、次のと おりとする。

対象設備	補助対象経費	補助金の額
住宅用太陽光発	設備の購入及び設置工事に係る費	1kW 当たり3万円に、太陽電池モジュー
電システム	用(消費税及び地方消費税の額を含	ルの最大出力を乗じて得た額(当該額に千
	まない。)	円未満の端数が生じたときは、これを切り
		捨てた額)又は12万円のいずれか低い額

家庭用蓄電池	設備の購入及び設置工事に係る費	1kWh 当たり2万円に、蓄電容量を乗じ
	用(消費税及び地方消費税の額を含	て得た額(当該額に千円未満の端数が生じ
	まない。)	たときは、これを切り捨てた額)又は6万
		円のいずれか低い額
木質ペレットス	設備の購入に要する費用(消費税及	設備の購入に要する額(当該額に千円未満
トーブ	び地方消費税の額を含まない。)	の端数があるときは、これを切り捨てた
		額)又は15万円のいずれか低い額
地中熱ヒートポ	設備の購入及び設置工事に係る費	補助対象経費の10分の1(当該額に千円
ンプ設備	用(消費税及び地方消費税の額を含	未満の端数があるときは、これを切り捨て
	まない。)	た額)又は20万円のいずれか低い額

(交付申請)

- 第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、対象設備の工事完了日から60日以内又は平成31年3月15日までのいずれか早い期日までに、五所川原市新エネルギー設備導入促進事業費補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して市長に申請しなければならない。
- (1) 住民票の写し(法人等の申請者を除く。)
- (2)補助対象経費の内訳が記載された工事請負契約書(対象設備付き建売住宅の場合は、対象設備が含まれていることが記載されている売買契約書の写し)及び領収書の写し
- (3) 対象設備の実施状況、完了が確認できる写真
- (4) 対象設備を設置した建物の位置図
- (5) 設備の形状、規格、構造等が分かるパンフレット又はそれに類するもの
- (6) 住宅用太陽光発電システムにあっては、電力受給契約確認書の写し
- (7) 家庭用蓄電池にあっては、耐電圧試験及び絶縁試験の試験成績等の写し
- (8) 当市の市税に滞納がないことを証明する納税証明書
- (9) 交付申請承諾書(様式第2号)(対象設備を設置した建物が共有又は申請者以外の所有の場合)
- (10) その他市長が必要と認める書類
- 2 申請は、対象設備ごとに1回を限度とする。
- 3 市長は、第1項の規定による申請を先着順で受け付けるものとし、補助金の交付申請額の合計が 当該年度における予算の残額を超えるときは、同項にある申請期間内であっても受付を停止するも のとする。

(交付決定)

第6条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査し、補助金を交付することを決定したときは、五所川原市新エネルギー設備導入促進事業費補助金交付決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

(手続の省略)

第7条 規則第12条及び第13条に規定する交付手続は、規則第13条の2の規定により省略する ものとする。

(補助金の請求)

- 第8条 前条の規定により補助金の額の確定の通知を受けた補助事業者は、五所川原市新エネルギー設備導入促進事業費補助金交付請求書(様式第4号)により市長に請求するものとする。
- 2 市長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(手続代行者)

- 第9条 申請者は、第5条の規定による交付申請の手続について、対象設備を販売する者又は設置する者(以下「手続代行者」という。)に当該手続の代行を依頼することができる。
- 2 手続代行者は、前項の規定により依頼された手続について誠意を持って実施するものとし、当該 手続の代行を通じて知り得た情報は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の 定めに従って取り扱うものとする。

(財産の管理及び処分)

- 第10条 規則第19条ただし書の規定により財産の処分の制限を受ける期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数(以下「法定耐用年数」という。)を経過するまでの期間とし、補助事業者は、補助事業により取得した対象設備を善良な管理者の注意をもって管理し使用しなければならない。
- 2 補助事業者は、法定耐用年数の期間内に天災その他補助事業者の責めによらない理由により、対象設備が損傷し、又は滅失したときは、その旨を市長に届出しなければならない。
- 3 補助事業者は、法定耐用年数の期間内に対象設備を処分しようとするときは、あらかじめ、五所 川原市新エネルギー設備導入促進事業費補助金対象設備処分承認申請書(様式第5号)を市長に提 出し、その承認を受けなければならない。
- 4 補助事業者は、前項の規定により市長の承認を受けた場合において財産の処分による収入があった場合は、当該補助金の返還をしなければならない。

(補足)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

平成 年 月 日

印

五所川原市長

【申請者】

住所 〒

た。 氏名 電話番号

五所川原市新エネルギー設備導入促進事業費補助金交付申請書

平成30年度五所川原市新エネルギー設備導入促進事業費補助金の交付について、平成30年度五 所川原市新エネルギー設備導入促進事業費補助金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて、 下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

年度・住宅用太陽光発電システム・家庭用蓄電池・木質ペレットストーブ)

※該当項目の「凵」	を塗りつぶし「■	اع زا	してく	ください	١,
-----------	----------	-------	-----	------	----

· MATRICO LOS CELOS CONTROL SE CO
1 設備の設置場所 □申請者住所と同じ □申請者住所と異なる <u>〒037- 五所川原市</u>
2 設備を設置した建物所有者□申請者のみ□申請者のほかにも所有者がいる(共有)→様式第2号の添付を要します□申請者以外の所有→様式第2号の添付を要します
3 設備を設置した建物の形態 □新築 □既築 □対象設備付き建売住宅
4 設備を設置した建物の使用形態 □申請者が住宅として使用 □申請者が営業用店舗として使用(ペレットストーブに限る)
5 平成23年度から平成29年度における五所川原市新エネルギー設備導入促進事業費補助金の

6 工事契約日 平成 年 月 日

交付

□無

□有(<u>平成</u>

売住宅は建物引渡し日です。)	
8 設置設備 □住宅用太陽光発電システム (□建材一体型 □架台設置型) 太陽光モジュールの最大出力 <u>kW</u> (小数点第 2 位未満切捨で 例 3.555kW であれば 3.55kW	
□家庭用蓄電池 蓄電池の蓄電容量 <u>kWh</u> (小数点第2位未満切捨て)	
□木質ペレットストーブ	
□地中熱ヒートポンプ設備	
9 補助金交付申請額 <u>円</u> (太陽光発電 1kW あたり 3 万円で上記の 3.55kW×3 万円=106,500 円で、千 106,000 円と記入。上限 12 万円) (家庭用蓄電池 1kW あたり 2 万円で上限 6 万円) (ペレットストーブ上限 15 万円) (地中熱ヒートポンプ設備 補助対象経費の 10 分の 1 (当該額に千円未満の端数を切り捨てた額) 又は 20 万円のいずれか低い額)	
10 事務手続代行者	
住 所	
会社名	
代表者氏名 代表者印	
世の田 7 <u></u> 【担当者】	
住所	
担当者氏名	
電話番号	
FAX 番号	
E-mail	
1 1 添付書類	
(1) 住民票の写し(法人等の申請者を除く。)	
(2)補助対象経費の内訳が記載された工事請負契約書(対象設備付き建売住宅	の場合は、対象設備
が含まれていることが記載されている売買契約書の写し)及び領収書の写し	
(3) 対象設備の実施状況、完了が確認できる写真	
(4)対象設備を設置した住宅等の位置図	
(5) 設備の形状、規格、構造等が分かるパンフレット又はそれに類するもの	
(6) 住宅用太陽光発電システムにあっては、電力受給契約確認書の写し	
(7)家庭用蓄電池にあっては、耐電圧試験及び絶縁試験の試験成績等の写し	
(8) 当市の市税に滞納がないことを証明する納税証明書	

(9) 交付申請承諾書(様式第2号)(対象設備を設置した建物が共有又は申請者以外の所有の場合)

(10) その他市長が必要と認める書類

(太陽光発電システムは電力会社との系統連系の開始日を工事完了日とします。対象設備付き建

7 工事完了日 平成 年 月 日

(EII)

五所川原市長

(建物所有者・共有者)

住所 〒

ふりがな 氏名

電話番号

交付申請承諾書

下記の申請者が五所川原市新エネルギー設備導入促進事業費補助金の交付申請を行うことを承諾します。

記

設備を設置した	に建物所在地	〒 0 3 7 — 五所川原市
所有持分		
	住 所	〒
申請者	氏 名	
申請者と	この関係	

 第
 号

 平成
 年
 月

 日

氏名 様

五所川原市長

印

五所川原市新エネルギー設備導入促進事業費補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付けで交付申請のあった平成30年度五所川原市新エネルギー設備導入促進事業費補助金に対し、次の条件を付けて 円を交付することに決定したので、平成30年度五所川原市新エネルギー設備導入促進事業費補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

- (1)補助事業の内容若しくは経費を変更するとき又は補助事業を中止若しくは廃止しようとするときは、事業計画変更(中止、廃止)承認申請書(様式第4号)により市長に申請し、その承認を受けなければならない。
- (2)補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合において、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

五所川原市長

【補助事業者】

住所 〒

五所川原市新エネルギー設備導入促進事業費補助金交付請求書

平成 年 月 日付け第 号で交付決定のあった平成30年度五所川原市新エネルギー設備導入促進事業費補助金について、平成30年度五所川原市新エネルギー設備導入促進事業費補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり請求します。

記

(単位:円)

補	助	金	交	付	決	定	額	補	助	金	既	受	領	額	今	回	請	求	額

下記に振込先を記入して下さい。

金融機関名	
支 店 名	
口座種別	普通•当座
口座番号	
フリガナ	
口座名義人	

五所川原市長

【補助事業者】

住所 〒

五所川原市新エネルギー設備導入促進事業費補助金対象設備処分承認申請書

平成30年度に交付を受けた五所川原市新エネルギー設備導入促進事業費補助金について、これに係る設備を処分したいので、平成30年度五所川原市新エネルギー設備導入促進事業費補助金交付要綱第10条の規定により申請します。

記

- 1 交 付 年 度 平成30年度 2 交付確定通知番号 第 号 及び通知年月日 平成 年 月 日 3 補助金交付額 円 4 設備設置場所 五所川原市 5 処分する設備 (1) 住宅用太陽光発電システム (2) 家庭用蓄電池 (3) 木質ペレットストーブ (4) 地中熱ヒートポンプ設備 売却・譲渡・交換・貸与・担保・廃棄・その他(6 処 分 方 法) 7 処分予定年月日 年 月 日
- 8 処 分 理 由